

南風原町

男女共同参画推進条例

～すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現を目指して～



本町では男女共同参画の更なる推進を図るため、「南風原町男女共同参画推進条例」を制定しました。

このパンフレットでは、条例の内容や男女共同参画社会を実現するために必要なことをわかりやすく説明しています。

皆さんも、男女共同参画について考え、積極的に取り組みましょう。



沖縄県南風原町

条例の目的（第1条）

すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していくためには、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、町と町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）が一体となって、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

この条例は、男女共同参画を進めていく上で基本となる考え方（基本理念）を定め、町や町民等に求められる役割（責務）を明らかにするとともに、本町が行う施策について必要な内容（基本的施策等）を定めることにより、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

条例が目指す「男女共同参画」とは（第2条）

条例では、「男女共同参画」について、次のように定義しています。

すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

職場、地域、学校及び家庭などのあらゆる分野において、すべての人がお互いを大切にし、支え合うことによって、その個性と能力を十分に発揮でき、一人ひとりがいきいきと活躍できることが、「男女共同参画」です。

条例の構成

南風原町男女共同参画推進条例は、全24条から構成されています。

第1条～第12条	条例の目的、用語の定義、男女共同参画を推進していくための基本理念と責務について規定しています。
第13条～第23条	町の基本的施策について定めています。
第24条	本条例の施行に関して必要な事項について、町長が定めた規則等へ委任することを規定しています。

男女共同参画を推進するための基本理念（第3条）

男女共同参画を進めていく上での8つの基本となる考え方（基本理念）を定めています。

1. すべての人の人権尊重

すべての人が、性別等によって差別されことなく、個性と能力を発揮できる機会が同じように確保されるようにしましょう。



2. 社会における制度又は慣行についての配慮

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、すべての人が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えましょう。



3. 意思決定の場への共同参画

すべての人が、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として協働して参画する機会が確保されるようにしましょう。



4. 人権教育や男女共同参画の教育

すべての人が、学校教育や生涯学習、職場研修などあらゆる分野において、人権尊重や男女平等の意識を高める教育をしましょう。



5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

すべての人が、家事・育児などの家庭生活と仕事や地域などの社会活動を両立できるようにしていきましょう。



6. 男女の性についての理解

すべての人が、お互いの性について理解を深め、妊娠や出産などに関し、双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康的に生活できるようにしましょう。



7. ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為の根絶

すべての人が、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス等の暴力的行為は、犯罪や人権侵害であるという認識を持ち、あらゆる暴力行為を根絶させましょう。



8. 国際的協調

国際社会におけるジェンダー平等な社会づくりを理解しましょう。



男女共同参画を推進するための「協働」と「責務」（第4条～第10条）



町民の責務（第6条）

◎家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。



教育関係者の責務（第8条）

◎あらゆる教育や学習の場において、男女共同参画の視点をもった教育の推進に努めましょう。

事業者の責務（第7条）

◎事業活動や職場環境において、男女共同参画を推進するように努めましょう。

町及び町民等の協働 （第4条）

◎男女共同参画社会の推進は、町及び町民等が協働して行いましょう。

自治会等の責務（第9条）

◎多様な人材が地域活動に参画できるような組織づくりに努めましょう。

各種団体の責務（第10条）

◎方針の決定等において、性別にかかわらず参画する機会の確保に努めましょう。



南風原町の責務（第5条）

◎男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。



禁止事項等（第11条～第12条）

人権侵害の禁止（第11条）

◎性別等による差別的取扱い、DV、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力などのいかなる行為※をしてはいけません。
※身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、言動的暴力のことをいいます。

公衆に表示する情報に関する配慮 （第12条）

◎多くの人が目にする「イラスト」や「言葉の表現」の中で、性別によって固定的なイメージをさせる表現や差別などを広げる表現、人目を引くために性を強調した表現を用いないように配慮しなければなりません。

南風原町が取り組む基本施策（第13条～第24条）※主な取組

施策の策定及び実施に当たっての配慮（第14条）

町は、あらゆる施策の策定及び実施する際には、男女共同参画社会の推進に配慮します。

防災及び復興分野における措置（第15条）

町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供に努めます。

家庭生活との両立支援（第16条）

町は、すべての人が家庭生活と職場、学校及び地域等における活動とを両立できるよう、情報提供に努めます。

積極的改善措置（第17条）

町は、事業者が積極的改善措置を実施するために必要な情報の提供を行います。

情報の提供及び理解を深めるための措置（第18条）

町は、男女共同参画の推進について、情報の提供、広報及び啓発活動を行います。

男女共同参画推進月間（第21条）

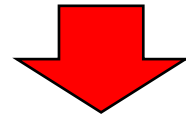
毎年6月を男女共同参画推進月間として、男女共同参画に関する普及啓発を行います。

活動への支援（第22条）

町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援します。

男女共同参画推進会議（第23条）

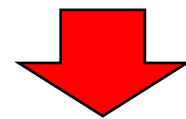
町長は、男女共同参画の推進に関する施策を審議させるために推進会議を置きます。



男女共同参画計画（第13条）

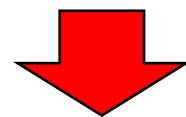
町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定し、これを公表します。

また、策定に当たっては、あらかじめ町民等と推進会議の意見を聴きます。



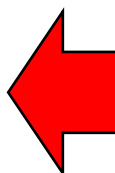
実施状況等の公表（第19条）

町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表します。



調査研究（第20条）

町は、男女共同参画の推進に関する施策を調査研究します。



(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町 議会と行政を含めた地方公共団体としての南風原町をいう。
- (3) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- (5) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (6) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (7) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (8) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (9) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- (10) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (11) ワーク・ライフ・バランス すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (12) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。
- (13) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (14) その他家庭内の暴力 第12号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。(6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、基本理念にのっとり、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

（自治会等の責務）

第9条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

（各種団体の責務）

第10条 各種団体は、基本理念にのっとり、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

（性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止）

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（男女共同参画計画）

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する南風原町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

（施策の策定及び実施に当たっての配慮）

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

（防災及び復興分野における措置）

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家庭生活との両立支援）

第16条 町は、すべての人が共に家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

（積極的改善措置）

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 町は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

（情報の提供及び理解を深めるための措置）

第18条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

（実施状況の公表）

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

（調査研究）

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（活動への支援）

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

（推進会議）

第23条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(令和4年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

性に関する悩み、DV・性暴力被害者相談窓口

町の相談窓口（南風原町役場）

- ★ こども課 ☎098-889-7028 【月～金（平日） 8:30～17:15】
- ★ 企画財政課 ☎098-889-0187 【月～金（平日） 8:30～17:15】

DVについての相談

- ★ 沖縄県女性相談所
☎098-854-1172 【月～金 8:30～17:15 土日祝日（年末年始を除く8:30～12:00.13:00～16:30）】
- ★ 南部配偶者暴力相談支援センター（南部福祉事務所内）
☎098-889-6364 【月～金 8:30～17:15】
- ★ 全国共通DVホットライン
☎0120-956-080 【月～土 10:00～15:00】
- ★ 沖縄県警察本部・県警察安全相談
☎098-863-9110 又は（#9110） 【24時間 年中無休】

DV・ストーカー・性暴力犯罪被害についての相談

- ★ 警察安全相談室 全国共通 # 9110 **※危険が迫っているときは迷わず110番！**
※沖縄県警察安全相談室 ☎098-863-9110
※性犯罪被害者専用相談 ☎# 8103 もしくは ☎098-868-0110
- ★ 強姦救援センター・沖縄REICO（レイコ）
☎098-890-6110 【水 19:00～22:00、土 15:00～18:00】
- ★ 沖縄被害者支援ゆいセンター
☎098-866-7830 【月～金（祝日・年末年始を除く）10:00～16:00】
- ★ 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」
☎# 8891 もしくは ☎098-975-0166 【24時間 365日】

ているる相談室

- ★ 女性相談 ☎098-868-4010 【火～土 10:00～17:00】
- ★ 国際女性相談 ☎098-880-3402 【火～土 10:00～17:00】
- ★ にじいろ相談（LGBTQ） ☎098-880-8434 【土 10:00～17:00】
- ★ 男性相談 ☎098-868-4011 【日・月 10:00～16:00】

女性の悩み相談

- ★ 女性の人権ホットライン（那覇地方法務局・人権擁護課）
☎0570-070-810、☎098-853-1102 【月～金 9:30～16:30】

児童に関する相談

- ★ 沖縄県中央児童相談所（おきなわ子ども虐待ホットライン）
☎098-886-2900 【児童相談所－月～金 9:00～11:00、13:00～16:00】
【虐待ホットライン－月～金 17:15～翌日8:30 土・日・祝祭日は24時間対応 年中無休】

<発行> 令和4年(2022年)4月 発行

南風原町 総務部 企画財政課 企画統計班

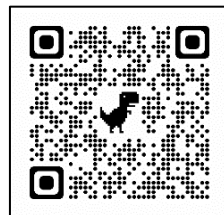
〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

電話：098-889-0187

ファックス：098-889-7657

メール：H8890187K@town.haebaru.okinawa.jp

ホームページ：www.town.haebaru.lg.jp/docs/2022040400037/



▲南風原町

男女共同参画推進条例

